

## 個人型確定拠出年金に関するお知らせ

## 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案が可決されました

- ◆ 2017年1月より、個人型確定拠出年金をご利用いただける方の範囲が広がります。具体的には、下記表の③～⑤に該当する方が新たに加入できるようになります。
- ◆ また、2017年1月以降に確定拠出年金の加入資格を喪失される方から、脱退一時金の要件が縮小されます。脱退一時金の手続きは、従来よりも限定された取り扱いとなりますのでご注意ください。  
(2016年12月までに加入資格を喪失された方については、従来の要件が適用されます。)

みずほ銀行では、個人型確定拠出年金のお申し込みや相談・照会等を専用のコールセンターで承っております。本件詳細については、みずほ確定拠出年金コールセンター（※）までお問い合わせください。  
（※）フリーダイヤル：0120-089-401 【委託先】確定拠出年金サービス株式会社（略称：DCPS）

被保険者種別	職業等	加入資格と掛金の上限額		備考
		2016年12月まで	2017年1月以降	
第1号被保険者【国民年金】	①自営業者等	○ (68,000円/月)	○ (68,000円/月)	・20歳以上60歳未満の方が対象となります。 ・国民年金の保険料の免除を受けている方、農業者年金に加入している方は加入資格がありません。
第2号被保険者【厚生年金】	②サラリーマン等 (企業年金なし)	○ (23,000円/月)	○ (23,000円/月)	・60歳未満の方が対象となります。
	③サラリーマン等 (企業年金あり)	×	○ (12,000円/月) または (20,000円/月)	・60歳未満の方が対象となります。 ・企業年金の加入状況により掛金の上限額が異なります。 ・企業型確定拠出年金の制度がある企業にお勤めの方は、同制度の規約の定め等により加入資格がないことがあります。
	④公務員・ 私立学校教職員	×	○ (12,000円/月)	・60歳未満の方が対象となります。
第3号被保険者	⑤専業主婦(夫)	×	○ (23,000円/月)	・第2号被保険者(上記②、③、④の方)の扶養を受けている配偶者で、20歳以上60歳未満の方が対象となります。

本ご案内は、2016年7月1日時点における確定拠出年金法の改正法案、厚生労働省ならびに国民年金基金連合会のホームページ掲載資料等に基づいて作成しております。今後、政省令改正等により内容が変更、追加となる場合がありますのでご承知おきください。